

学校いじめ防止基本方針

大阪星光学院高等学校

平成 26 年 4 月 1 日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

本校では、「世の光であれ」を校訓として、自分を取り巻く人間を尊重し希望の灯を灯すことのできるような人格の形成を目標とし、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・人権教育委員会委員長・各学年主任・
養護教諭・スクールカウンセラー

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

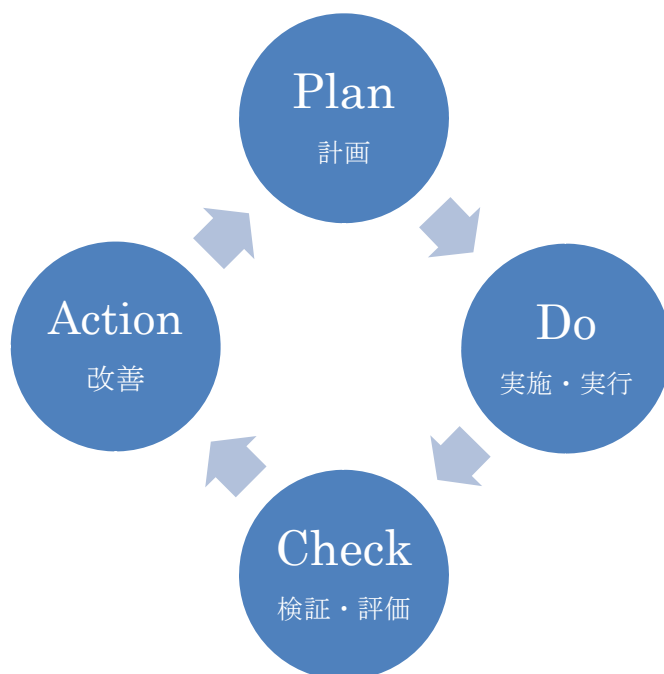
4 年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪星光学院高等学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	第 1 回委員会（年間計画の 確認、問題行動調査結果を 共有） 「学校いじめ防止基本方 針」の HP 更新
5 月	生徒個人面談（調査） 生徒人権映画鑑賞	生徒個人面談（調査） 生徒人権映画鑑賞	生徒個人面談（調査） 生徒人権映画鑑賞	教育実習期間（教員間の公 開授業）（わかる授業づくり の推進）
6 月	体育大会（集団活動体験） 保護者会（基本方針説明） 保護者個人懇談 （家庭での様子の把握）	体育大会（集団活動体験） 保護者会（基本方針説明） 修学旅行（集団行動体験、 相互補助体験）	体育大会（集団活動体験） 保護者会（基本方針説明） 保護者個人懇談 （家庭での様子の把握）	後援会総会で「学校いじめ 防止基本方針」の趣旨説明
7 月	南部家庭科合宿（社会性の 育成、集団行動体験、相互 補助体験）	保護者個人懇談 （家庭での様子の把握）		第 2 回委員会（進捗確認）
8 月				
9 月	アンケート「安全で安心な 学校で過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な 学校で過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な 学校で過ごすために」実施	いじめ防止月間（人権月間）
10 月				アンケートの検証（上半期 のいじめ状況調査）
11 月	保護者会 スクールフェア（文化祭）	保護者会 スクールフェア（文化祭）	保護者会 スクールフェア（文化祭）	保護者会で報告
12 月	保護者会	保護者会		教職員研修
1 月	釜ヶ崎越冬支援（ボランテ ィア活動）	釜ヶ崎越冬支援（ボランテ ィア活動）		第 3 回委員会（状況報告と 取組みの検証）
2 月	生徒個人面談（調査・対策） 保護者個人懇談	生徒個人面談（調査・対策） 保護者個人懇談		
3 月				教職員研修 第 4 回委員会（年間の取組 みの検証）

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、年3回各学期の終りに検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

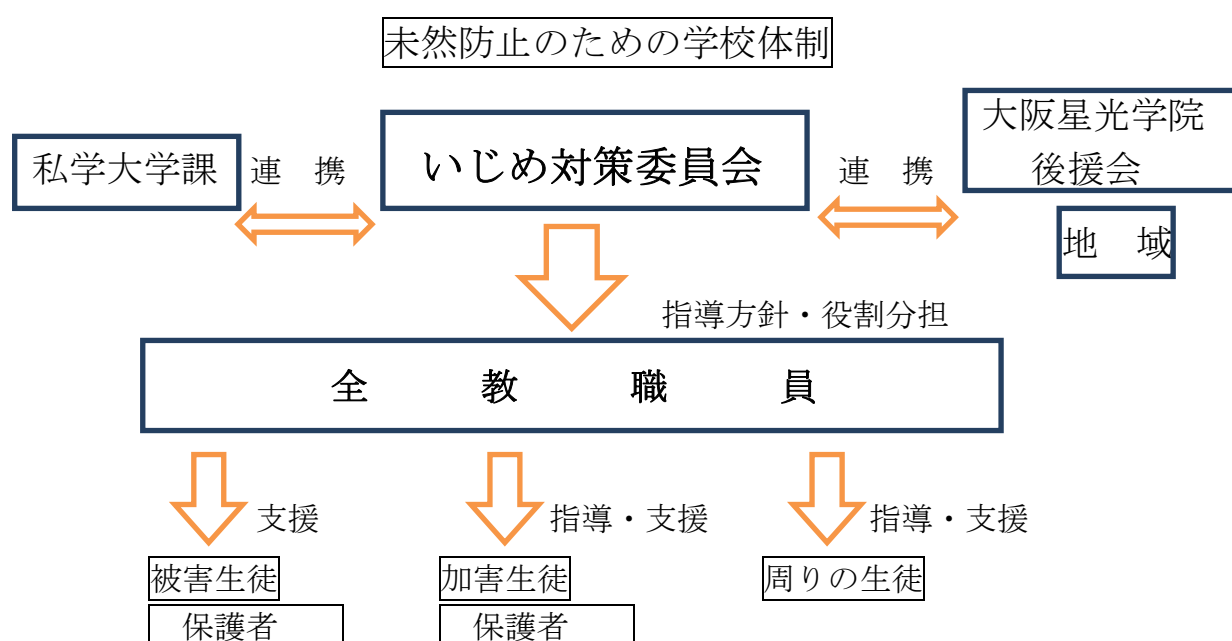


第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれるならば、仮に生徒が様々なストレスに囲まれていたとしても、いたずらにストレスにとらわれることは減る。そして、お互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくことができる。

2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめのついで共通理解を図るため、

教職員があえて被害者・加害者を発見するまでもなく、全ての生徒に起きる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行う。具体的には、授業が生徒のストレスにならないように、わかる授業づくりを進める。すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

生徒に対して日常的に働きかけ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体で醸成する。特に9月を「いじめ防止月間」と定め、ロングホームルーム等で重点的に取り上げ、学校全体でいじめについて考え防止する機会を設ける。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、

自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、南部学舎や黒姫山荘におけるフィールドワーク中心の合宿において共同生活をする中で、互いの存在を認めそれぞれ役割分担、助け合いをし、コミュニケーションを図ることにより、お互いの尊厳を認める態度を養う。また、平素の授業の中でも授業中の正しい姿勢を徹底し、発表の仕方や聞き方を指導する。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上以下のことに留意する。

分かりやすい授業づくりを進めるために、生徒が授業に参加でき、授業場面で活躍できる授業改善を行う。そのために、互いの授業を参観し合う機会を設け、異なる専門教科の教職員の助言・指導を受けることにより、教科の観点からだけでなく生徒指導の観点からも授業を参考し合うようにする。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。合宿においては、色々な班別行動・行事ごとにリーダーを定め役割分担することにより、互いの尊厳を認め、友人関係を構築し、社会性を育む。また、その中でストレスに適切に対処できる力を育む。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言語等、指導の在り方に注意を払うため、年に1～2回教職員研修を行う。その中で、「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を行わないよう注意し、障害を持つ生徒についての理解を深めるようにする。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組として、

体育大会、スクールフェア（文化祭）、合宿等の機会に、できるだけ色々な役割を交代で分担することにより、自己有用感と他者を思いやる精神を育む。また、登山等の活動の中でお互いを助け合うという経験を通じ、他者を認め大切にする精神を育みながら、自己有用感や肯定感を育む。

(5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、

日頃からいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちにできることを主体的に考えて行動できるようにホームルーム等で働きかける。

9月に「いじめ防止月間」を設定し、研修、ホームルーム等を行う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確かな関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 9月に全学年でアンケート「安全で安心な学校で暮らすために」を実施し、実態把握に努める。また、担任を中心に、1学期5月と3学期2月に生徒個人面談をクラス全員で行う。教職員は、定期的な措置以外にも、日頃から朝終礼時、休み時間や放課後等に積極的に生徒と接触し、生徒を見守るだけでなく信頼関係を構築するように努める。また、合宿において共同生活をする中で、教室では日頃見せない生徒の救援依頼サインを認識することが大切である。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、6月の後援会総会で「いじめ防止基本指針」について説明をしたのち、保護者個別懇談で相談をしていく。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、スクールカウンセラーを中心として「いじめ相談室」を設置する。
- (4) 新入生のオリエンテーション及び校内向け「保健新聞」で「いじめ相談室」の存在と利用方法を説明する。各学期末に「いじめ防止委員会」を開き、相談窓口が適切に機能しているか検証し、問題があれば是正する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないようにする。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も需要であることは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔み、相手に謝罪する気持ちに至るような断続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課程へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者の対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止制度の活用などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導に当たり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確な事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるように努める。

そのため、認知されたいじめの事象について地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通じて、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応の在り方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育大会やスクールフェア、合宿等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるように適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒から聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 その他

1 組織的な指導体制

いじめ問題等に関する指導記録を保存し、適切に引き継いだり、情報提供できる体制を整える。

2 教職員校内研修の充実

少なくとも年1回以上の教職員校内研修を行う。

研修機会としては、各学期はじめの教職員研修、毎年12月に実施される人権研修、3月に実施される教員研修を充てる。

3 校務の効率化

一部の教職員に過重な負担がかからないよう校務の効率化を図る。

具体的には、いじめのが発覚したときには、担任や一部の教員で対応するのではなく、「いじめ防止委員会」が中心となって、スクールカウンセラーなどと連携をとりながら、学年団で対応する。

4 学校評価と教員評価

学校評価や教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、適切に評価する。

5 地域や家庭との連携について

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

※附則

この方針は、平成26年4月1日より施行する。